

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
--------	------------------

佐本科発第38号

佐本刑企発第153号

令和7年9月8日

関係各所属長 殿

有 効	5年(令和13年3月31日まで)
副所長	

刑事部 長

科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の実施における留意事項について (通達)

科学捜査研究所（以下「科捜研」という。）におけるDNA型鑑定について、「科学捜査研究所における鑑定実施等要領の制定について（通達）」（令和7年9月8日付け佐本科発第37号ほか）に基づき、DNA型鑑定の実施における留意事項を定めたので、遺漏のないようされたい。

記

1 嘱託所属との連携

(1) 鑑定嘱託の事前調整

DNA型鑑定を嘱託する所属（以下「嘱託所属」という。）は、その嘱託前に、科捜研法医係連絡窓口事前に連絡を行い、当該鑑定の必要性や緊急性等について、十分に調整するものとする。

(2) 情報共有

科捜研は、嘱託された鑑定の重要性や緊急性等に応じ、鑑定作業の進捗状況等について、嘱託所属と密に連絡を取るものとする。

2 適切な業務管理

DNA型鑑定を実施する際（複数人で実施する鑑定作業を除く。）、参事又は法医係の上位の職にある者は、次に挙げる各段階において、鑑定作業の状況を目視確認し、ワークシート（様式第1号及び様式第2号）、鑑定資料管理簿及び定量検査・電気泳動検査印字資料に確認日時を記入の上、署名するものとする。ただし、目視確認ができない場合は、分析機器に保存されている電子データと定量検査・電気泳動検査印字資料の突合や鑑定資料の写真を確認し、その結果を鑑定記録に記載することにより、これに代えることができる。

- 鑑定資料の外観検査（写真撮影）を行うとき（資料の取り違い等防止）
- 鑑定資料から検査の必要量を分取するとき（適切な消費量の確認）
- 定量検査の結果を印字するとき（適切な結果の印字）
- 電気泳動検査の結果を印字するとき（適切な結果の印字）
- 鑑定資料を嘱託所属に返還するための封印措置を行うとき（資料の取り違い等防止）

様式第 1 号 ワークシート

受理番号		担当	
発件番号			
鑑定期間	～		

・ 検査記録

資料 番号	内容	
	検査日	
	備考	

・ 検査内容補足

資料の同一性 確認	／		検査結果及び 消費量確認	／	
--------------	---	--	-----------------	---	--

※注：鑑定資料の数及び検査項目の種類等に応じて、検査記録の行数及び列数は変更可能とする。

様式第2号 ワークシート

受理番号		担当	
発件番号			

・実施日

Lysis 及び 抽出	定量	PCR	泳動	印刷

・その他参考事項

--

・検査記録

資料	使用量 (抽出)	定量結果 [単位:ng/μl]	PCR鑄型量 [単位:μl]		結果	備考

	検査条件
抽出	
定量	
PCR	

検査結果確認	／	
--------	---	--

※注：鑑定資料の数に応じて、検査記録の行数は変更可能とする。